

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第64号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（令和 3 年岩手県条例第58号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 （法人税割の税率の特例） 第12条 施行日から令和 8 年 1 月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第33条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。	附 則 （法人税割の税率の特例） 第12条 施行日から令和13年 1 月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第33条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。